

J M R C 関東登録クラブ 各位

2024年9月27日
J A F 関東地域クラブ協議会
(J M R C 関東)

2025年度 J M R C 関東 年会費

スポーツ安全保険加入、見舞金制度加入 一部改定につきまして

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来年度(2025年)の年会費、スポーツ安全保険、J M R C 関東見舞金制度につきまして、一部改定がございます。改定内容等につきまして、先にご案内させていただきます。

2025年度更新案内書類は、11月中旬以降の郵送予定となります。

ご理解ご協力を宜しくお願い申し上げます。

敬具

1. 2025年度 J M R C 関東登録 年会費

前年度(2024年度)からの変更はございません

J M R C 関東規約「第20条 会費」の通り

*規約抜粋は裏面

2. スポーツ安全保険

前年度(2024年度)からの変更はございません

C区分: 2,750円 (掛金1,850円+登録料900円)

B区分: 2,100円 (掛金1,200円+登録料900円)

*B区分:「2025年4月1日」基準として65歳以上のかた

A区分: 1,200円 (掛金 800円+登録料400円)

3. J M R C 関東見舞金制度 **改定**

見舞金制度において、J M R C 関東給付限度額500万円、J M R C 共同共済にリンクする加入は、給付限度額1000万円としておりましたが、J M R C 全国で運営してまいりました、J M R C 共同共済が**2024年度で廃止決定**となりました為、J M R C 関東見舞金制度運営細則を**改定いたしました(施行は2025年4月1日より)**

1. 見舞金給付限度額、ワンイベント加入限度額: 500万円(現行と変更無し)

J M R C 共同共済廃止により、共同共済限度額1000万円は廃止

2. 給付対象: **死亡のみ(病死を除く)。入通院・突然死への給付は廃止**

3. 見舞金制度加入費用(翌年3月末まで有効): **掛金3,000円**

4. ワンイベント加入費用(当該イベントのみ有効): 1,500円(現行と変更無し)

*** J A F 公認レース ドライバー参加される場合**

給付限度額変更により、J A F 公認レースにドライバー参加時において、J A F 規定「自動車競技の組織に関する規定」第8条:保険の保険金額1,000万円を満たさない為、スポーツ安全保険にご加入願います。尚、65歳以上の方は、スポーツ安全保険B区分加入(死亡保障600万円)為、見舞金制度(500万円)と重複加入が可能です。

スポーツ安全保険にJMRC関東を通して団体で加入するメリットは、所属クラブ員の方がお一人で他クラブ主催のイベント（走行会や練習会等も含みます）に参加される時でも、その主催者がJMRC関東を通じてスポーツ安全保険に加入されていれば、補償対象になるという点です。

保険加入に関しては2016年度より、クラブ単位での年度初回加入申込み条件は、4名以上となりましたが、これはC、B、A区分合計で4名でも有効です。

尚、JMRC関東登録、スポーツ安全保険、見舞金制度の関連書類は、JMRC関東公式サイトからダウンロードできます。

JMRC関東公式サイト <https://jmrc-kanto.org/>

●JAF関東地域クラブ協議会規約 抜粋

第20条 会費

- | | | | |
|---|-------|------------------|---------|
| 1 | 団体正会員 | (1) J A F 公認団体 | 30万円/年間 |
| | | (2) J A F 加盟団体 | 15万円/年間 |
| | | (3) J A F 準加盟団体 | 10万円/年間 |
| | | (4) J A F 公認クラブ | 10万円/年間 |
| | | (5) J A F 加盟クラブ | 3万円/年間 |
| | | (6) J A F 準加盟クラブ | 1万円/年間 |
| | | (7) JMRC関東承認チーム | 1万円/年間 |
| | | (承認チーム：入会金5千円) | |
| 2 | 賛助会員 | 一口10万円/年間 | |